

和歌山県 記者発表
令和8年2月10日



「南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン」を作成しました！

令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時には、各地域でのイベントの開催に関して対応方法の目安が示されていなかったことから、多くの団体が対応の判断に苦慮しました。そのため、本県ではイベントの主催者が「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」の両立という視点に立ったイベント開催時の防災対応をあらかじめ検討できるよう県独自のガイドラインを作成しました。

臨時情報発表下において、各種イベントを開催する場合は、臨時情報の制度の趣旨を十分に理解いただいたうえで、本ガイドラインを参考にそれぞれの実情に応じた防災対応を行っていただくようお願いします。

-【ガイドライン記載の主なイベント開催時の防災対応】-----

- 開催地での災害リスクの把握
 - ▶ 建物の耐震基準、津波浸水想定、その他ハザードの確認 など
- 地震対策の準備状況の確認
 - ▶ 非常用放送設備の有無、会場内の非常口・避難経路の設定 など
- 避難場所・避難経路の確認
 - ▶ 安全レベルに応じた優先順位決定、現地踏査による確認 など
- 交通機関の運行状況の把握
 - ▶ 公共交通機関の対応把握、参加者への情報提供 など
- 参加者への周知方法の検討
 - ▶ 事前周知の徹底、会場内での継続的な注意喚起 など
- 避難誘導方法・体制の確立
 - ▶ わかりやすい避難の呼びかけ、イベント内容に応じた検討 など

※詳細は別添概要資料等をご確認ください。

(ホームページ)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00221460.html>

(連絡先)

危機管理部危機管理局防災企画課

担当：増本、佐藤

電話：073-441-2271（内線4025）

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【全体構成】

- 本ガイドラインは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、「**地域や利用者等の安全確保**」と「**社会経済活動の継続**」の両立という視点に立ったイベント開催時の防災対応を、公共機関や関係事業者等があらかじめ検討するにあたって参考となる事項を記載している。

ガイドライン構成概要

基本的事項

—臨時情報にかかる基本的事項を整理—

南海トラフ地震臨時情報について（第1章～第2章）

ガイドラインの位置づけ

臨時情報発表時の流れ

臨時情報発表時の防災対応の考え方

和歌山県の状況について（第3章～第4章）

南海トラフ地震対策特措法上の位置づけ

事前避難対象地域の考え方

県内の事前避難対象地域

防災対応

—イベント開催時の留意事項を独自に整理—

イベント開催時の防災対応について（第5章）

開催地での災害リスクの把握

地震対策の準備状況の確認

避難場所・避難経路の抽出

交通機関の運行状況の把握

参加者への周知方法の検討

避難誘導方法・体制の確立

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【策定内容】

－ イベント開催時における防災対応 －

課題

- 令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時には、各地域でのイベントの開催に関して、対応方法の目安が示されていなかったことから、対応の判断に苦慮する団体が多く、自治体や事業者間での対応が大きく異なった
- ➡ 「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」を両立した防災対応の目安となるガイドラインが必要

防災対応

- 各種イベントの主催者においては、以下の内容を参考に各地域の実情に応じた防災対応を実施

災害リスク把握

- 建物の耐震基準
- 設備・機材の倒壊、落下の恐れ
- 火災・爆発発生の恐れ
- 津波浸水想定時間
- 土砂災害警戒区域 等

準備状況確認

- 非常用放送設備の有無
- 会場内の非常口、避難経路の設定
- 消火設備・機材の有無
- 防災行政無線の状況

避難場所抽出

- 指定緊急避難場所抽出
- 安全レベルに応じた優先順位
- 複数の避難場所を検討
- 徒歩避難を前提とした避難場所選定

避難経路確認

- 安全に避難できる避難経路を設定
- 注意すべき箇所の抽出
- 現地踏査による確認

交通機関の運行状況

- 臨時情報発表時の公共交通機関の対応把握
- 参加者への情報提供

参加者周知

- 事前周知の徹底
- 会場内での継続的な注意
- リスク説明と自己判断の促し

避難誘導

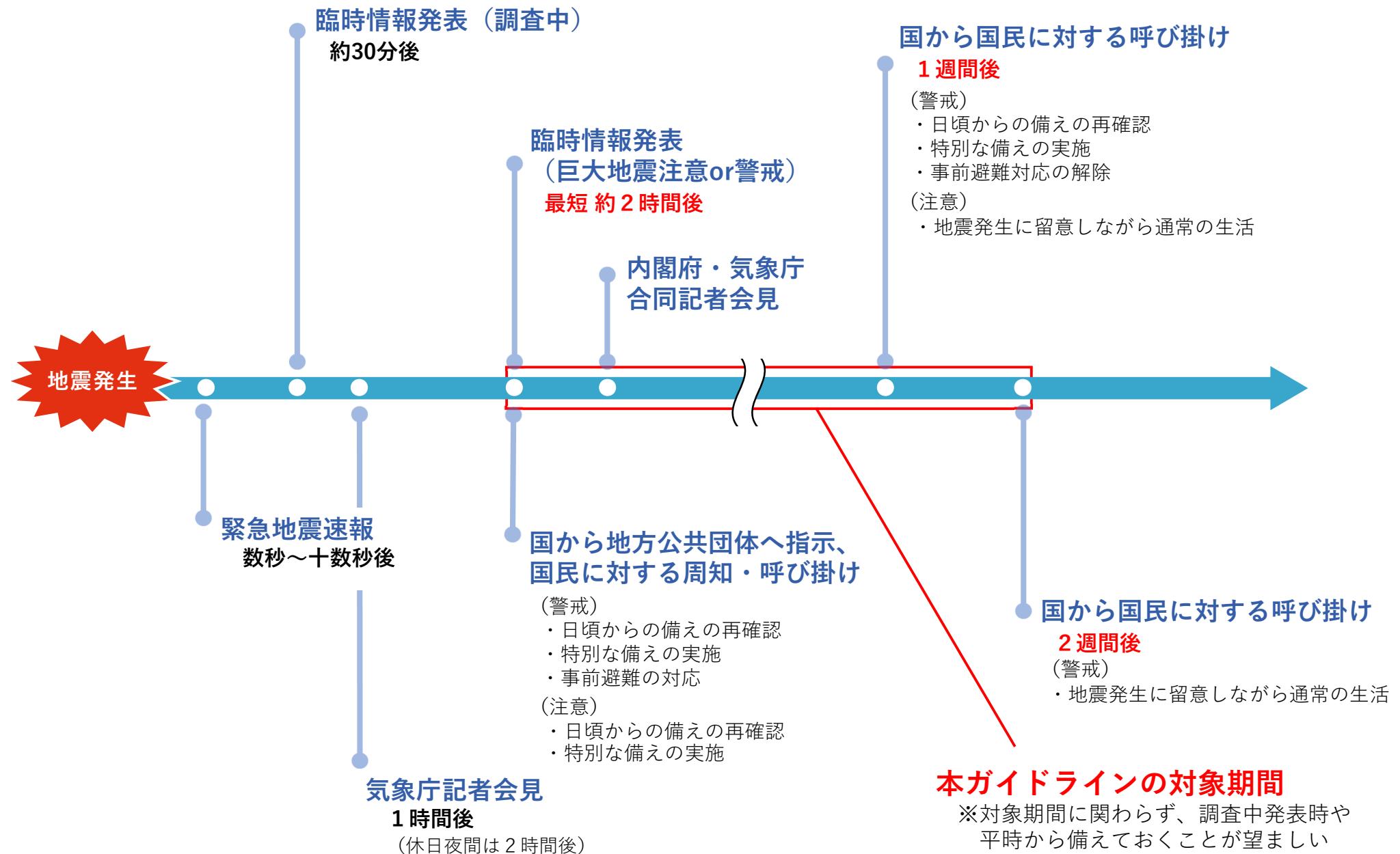
- 避難誘導方法の検討
- 避難誘導体制
 - ・全体統括係
 - ・避難誘導係
 - ・救護係

中止判断基準例

- 震度4以上の地震観測
- 津波注意報・警報等の発表
- 大雨・暴風警報等の発表
- その他やむを得ない事情

- 巨大地震警戒時の住民事前避難対象地域等にあっては原則としてイベントの中止を検討
- 臨時情報発表の有無に関わらず、平時から本ガイドラインを参考に防災対応を実施することが重要

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【時系列イメージ】



南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【法律上の位置づけ】

– 南海トラフ地震発生時の本県の地理的特性 –

南海トラフ特措法等の位置づけ

① 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域

- ・震度6弱以上の地震が発生が想定される地域
 - ・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域など

▶ 県内全市町村が指定

② 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域

- ・ 30分以内に30cm以上の津波浸水が想定される市町村
 - ・ 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保 など

▶ 県内沿岸部の18市町及び古座川町が指定

③ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域

- ・30分以内に30cm以上の津波浸水想定地域を基本として市町が指定
➤由良町以南の14市町の一部地域

④ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域

- ・津波避難困難地域（巨大地震）を基本として市町が指定

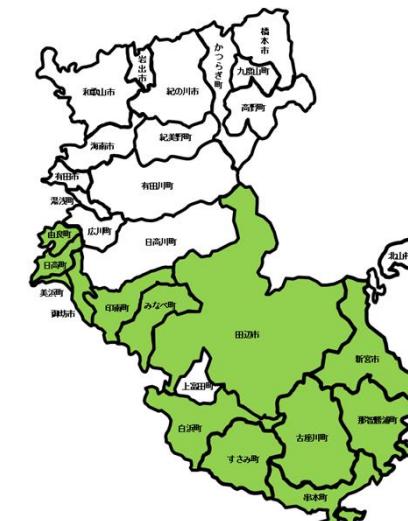
▶ 印南町,すさみ町,串本町,太地町,那智勝浦町,新宮市の一部地域



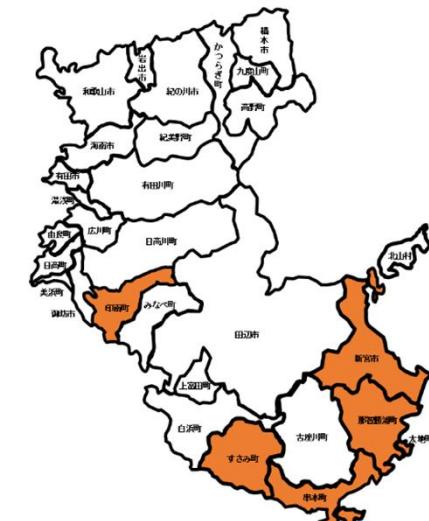
① 南海トラフ地震 防災対策推進地域



② 南海トラフ地震津波 避難対策特別強化地域



③ 高齢者等事前避難対象地域 ※着色市町の一部地域



④ 住民事前避難対象地域 ※着色市町の一部地域

南海トラフ地震臨時情報発表時における イベント開催ガイドライン

**令和 8 年 2 月
和歌山県**

目 次

第1章 本ガイドラインの位置づけ	1
第2章 南海トラフ地震臨時情報とは	2
第3章 和歌山県の状況	4
第1節 和歌山県の地理的な特性	4
第2節 事前避難対象地域の考え方	5
第4章 災害リスクの把握	9
第5章 イベント開催時の防災対応	11
イベント開催時の防災対応チェックリスト	16
第6章 参考事項	18
第1節 南海トラフ地震の発生状況	18
第2節 南海トラフ地震被害想定	19

第1章 本ガイドラインの位置づけ

南海トラフ沿いの地域においては、M8～9クラスの地震が今後30年以内に高い確率で発生すると予想されており、大規模な地震が発生すれば和歌山県においても広範囲で甚大な被害が想定されている。

地震対策は、突発地震への備えが基本となるが、南海トラフ沿いの大規模地震による被害の甚大さや過去の発生形態等を踏まえて、異常な現象が観測された際には、その情報を活かして減災につなげていくことが重要である。

国は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に地方公共団体や事業者等が防災対応を検討するための指針となる「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（R7.8改訂）（以下、「国ガイドライン」という。）」を公表している。

国ガイドラインでは、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象を「半割れケース」、「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の3つのケースに分け、それぞれのケースで想定される社会状況や防災対応の基本的な方向性、地方公共団体や事業者等が防災対応を検討する手順などが示されている。

特に臨時情報発表に伴う防災対応期間がイベント等の開催と重なっていた場合の開催可否に関しては、国ガイドラインの（別冊2）QA集において、

- 「臨時情報（警戒）」や「臨時情報（注意）」発表時においては、日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい。
- ただし、「臨時情報（警戒）」発表時の住民事前避難対象地域内等、明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対しては、それを回避する措置を実施することが必要である。

と記載されている。

本ガイドラインは、「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」の両立という視点を踏まえ、「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的被害の軽減につなげるため、和歌山県内において、各種イベントの主催者がとるべき防災対応の内容について取りまとめたものである。各団体においては、本ガイドラインを参考に、臨時情報の制度の趣旨を十分理解したうえで、それぞれの実情に応じた防災対応を検討いただき、被害の軽減につなげるよう取り組んでいただきたい。

本ガイドラインで示す「イベント」は、屋内外を問わず、県内の地方公共団体や民間事業者等が特定の日や一定の期間を定めて開催する行事や催し物を対象とする。

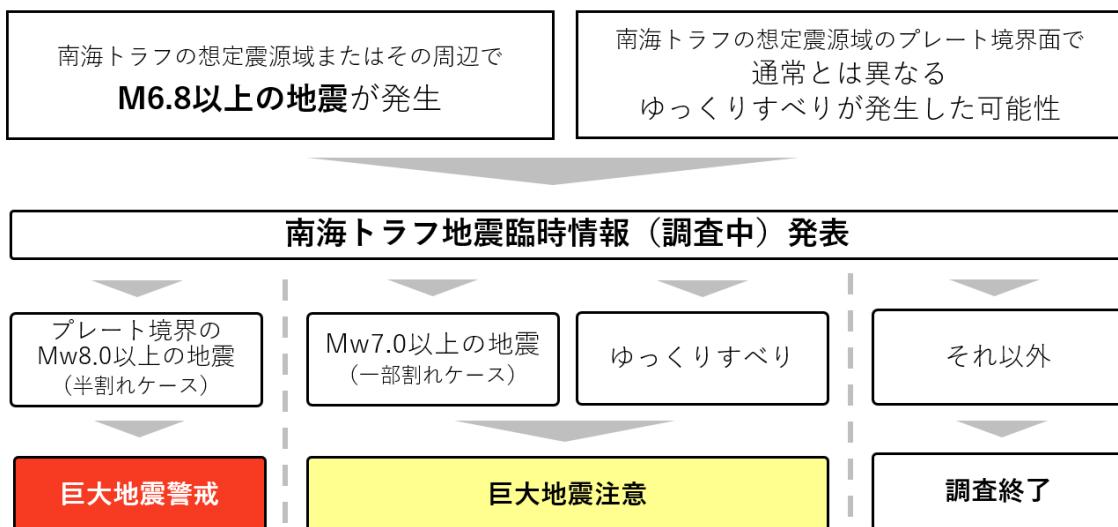
なお、南海トラフ地震は、大規模地震発生前に必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないことに留意し、南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、平時から本ガイドライン等を参考に地震への備えを行うことが望ましい。

第2章 南海トラフ地震臨時情報とは

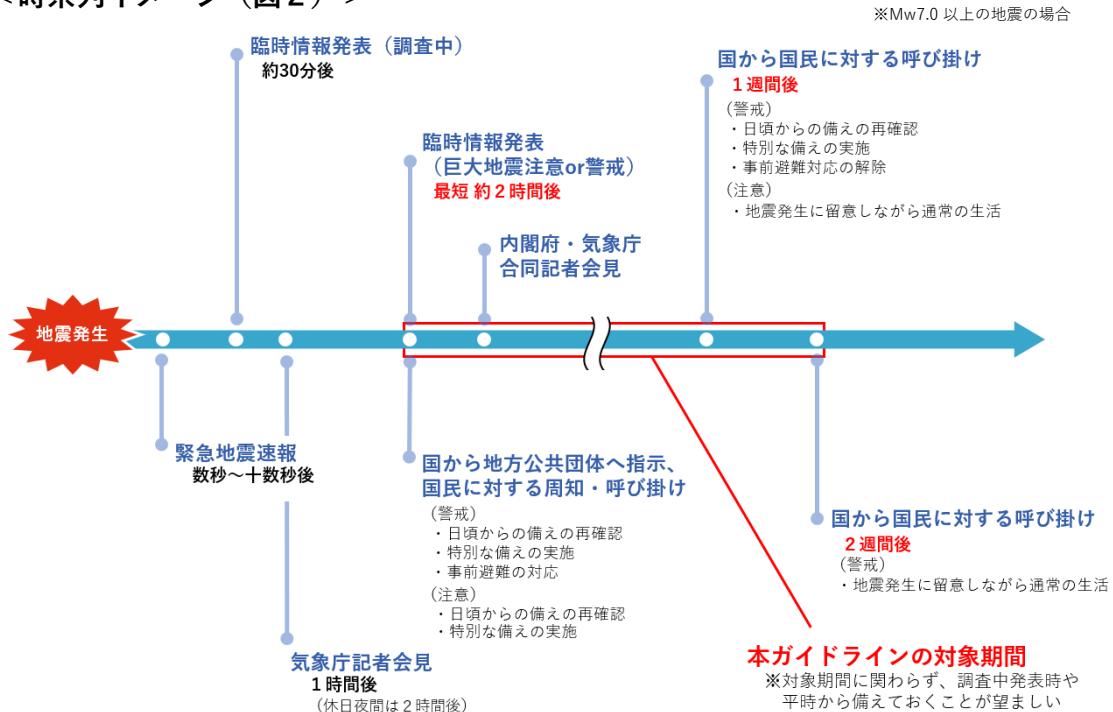
南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると評価された場合などには、気象庁から情報名の後にキーワードを付記した形で下記の流れにより「南海トラフ地震臨時情報」が発表される（図1）。

気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、テレビやラジオ、インターネットにより情報が伝達されるほか、市町村からも防災行政無線や広報車等を使った情報の伝達が行われる。

<南海トラフ地震臨時情報発表時の流れ（図1）>



<時系列イメージ（図2）>



政府や自治体からは、南海トラフ地震臨時情報に付記されるキーワードに応じた防災対応が呼び掛けられるため、それぞれの内容に応じた対応を行うことが必要になる（表1）。

ただし、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価されることなく、突発的に大規模地震が発生する可能性もあることから、臨時情報の発表に関わらず、地震対策は平時から継続して実施することが基本であることに留意すること。

一方で、臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実であるため、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要である。

＜各ケースにおける住民、事業者等の主な防災対応の流れ（表1）＞

	プレート境界の Mw8.0 以上の地震 (半割れケース)	Mw7.0 以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認 ○すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え ○津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は事前避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況に応じて自主的に避難 	巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認 ○すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え <p>(必要に応じて自主的な避難を実施)</p>	巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認 ○すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え
1週間	巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認 ○すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え <p>(必要に応じて自主的な避難を実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 	
2週間			
ゆっくりすべりの対応期間終了まで*			<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

*ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで

第3章 和歌山県の状況

第1節 和歌山県の地理的な特性

和歌山県は昔から南海トラフの地震による津波被害を繰り返し受けており、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震により甚大な被害が発生している。また、和歌山県が位置する紀伊半島は、南海トラフの震源域に近く、地震発生から津波が到達するまでの時間が非常に短いという特性がある。

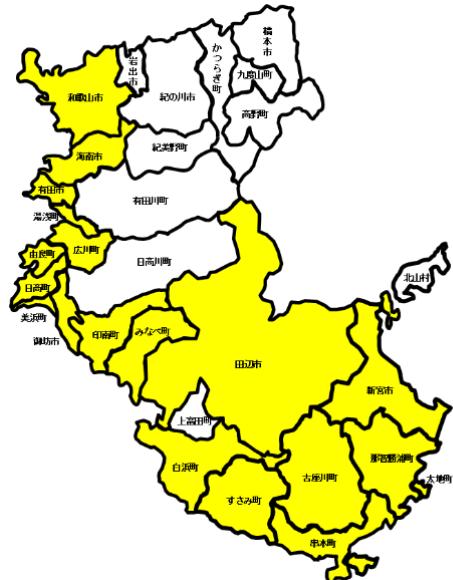
○ 南海トラフ地震防災対策推進地域（図3）

- ・国ガイドラインでは、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ特措法」という。）で「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」とされる南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）としている。
- ・震度6弱以上の地震の発生が想定される地域、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域などが推進地域に指定されており、**和歌山県は県内全域が推進地域に指定**されている。



○ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（図4）

- ・南海トラフ特措法では、「南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波被害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域」を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）としている。
- ・津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等の市町村が特別強化地域に指定されており、**和歌山県は沿岸18市町及び古座川町が特別強化地域に指定**されている。



第2節 事前避難対象地域の考え方

事前避難対象地域とは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、後発地震の発生に備えて1週間の事前避難を行う地域であり、避難対象者の特性に応じて、

- ・高齢者等事前避難対象地域：要配慮者のみが避難を要する地域
 - ・住民事前避難対象地域：健常者も含む全ての住民が避難を要する地域
- の2つに分類される。

和歌山県では、原則として、県の津波浸水想定において地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が想定される地域を「高齢者等事前避難対象地域（図5）」に、津波到達時間までに浸水域外の高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難することが困難な津波避難困難地域（図7）を「住民事前避難対象地域（図6）」に設定している（図8）。

対象地域については、町丁目の境界等、地域の実情に応じた単位で設定されている（表3）。

○ 高齢者等事前避難対象地域（図5）

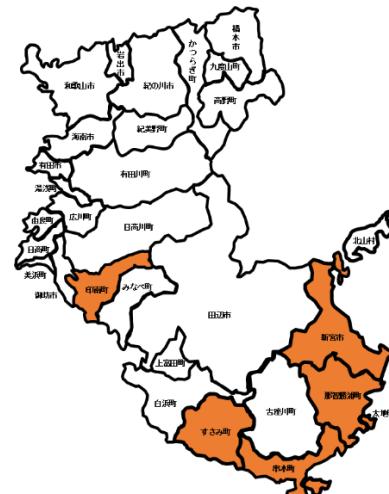
- ・事前避難対象地域のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域
- ・和歌山県では、本県の南海トラフ巨大地震の津波浸水想定で30分以内に30cm以上浸水する地域を基本として、**由良町以南の14市町のうち、一部地域が指定**されている。



※着色市町の一部地域

○ 住民事前避難対象地域（図6）

- ・事前避難対象地域のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域
- ・和歌山県では、南海トラフ巨大地震発生時の津波避難困難地域を基本として、**印南町・すさみ町・串本町・太地町・那智勝浦町・新宮市**の一部地域が指定されている。

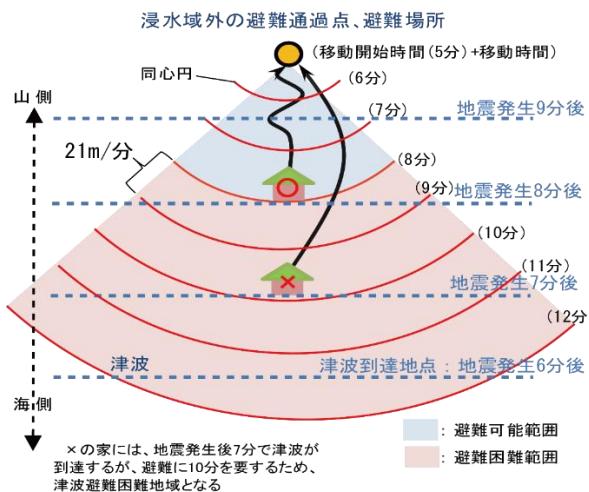


※着色市町の一部地域

<津波避難困難地域の設定方法（図7）>

- ① 地震発生から5分後に移動開始
- ② 3m以上の道路は30m/分で避難範囲を設定
- ③ ②の道路がない地域は同心円により設定

【③の同心円による津波避難困難地域の設定】

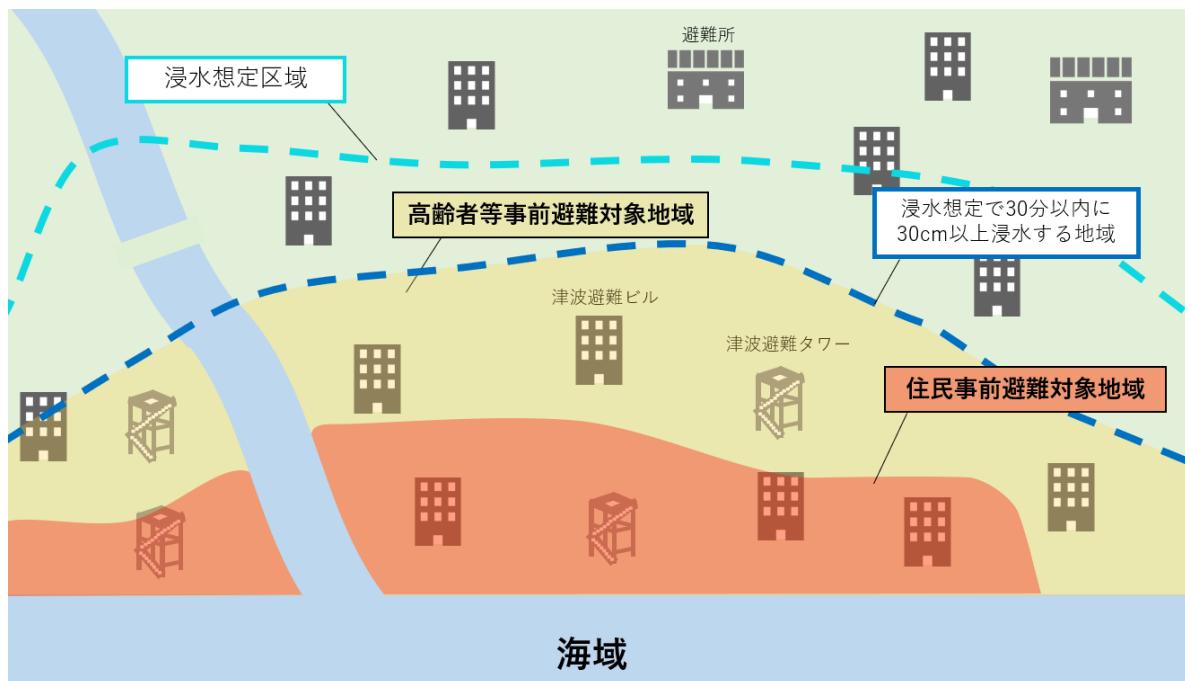


1. 浸水域外のポイント（避難通過点・避難場所）を設定

2. ポイントから21m/分の円を描き、津波到達時間との接点までが避難可能な範囲と設定

➤ 津波が居住地まで来る間にポイントに達していない場合に避難困難地域と判断

<事前避難対象地域設定のイメージ（図8）>



<事前避難対象地域一覧（表3）> R7.12.1 現在

※詳細は開催場所の市町にご確認ください。

市町村	事前避難対象地域	
	住民事前避難対象地域	高齢者等事前避難対象地域
御坊市	－	御坊第三地区、御坊第四地区、御坊第五地区 (状況により) 塩屋地区の一部沿岸部、名田地区の一部沿岸部
田辺市	－	上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、中屋敷町、下屋敷町、新屋敷町、南新町、北新町、栄町、今福町、福路町、本町、紺屋町、片町、湊、磯間、未広町、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、東陽、扇ヶ浜、目良、江川、古尾、天神崎、上の山一丁目、上の山二丁目、下万呂、秋津町、稻成町、あけぼの、宝来町、東山一丁目、東山二丁目、文里一丁目、文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目、芳養町、明洋一丁目、明洋二丁目、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、新庄町、中芳養、学園
新宮市	熊野地2丁目、あけぼの、王子町2丁目・3丁目の一部	阿須賀1丁目、熊野地1丁目・2丁目、あけぼの、王子町1丁目・2丁目・3丁目、田鶴原町2丁目、三輪崎1丁目・2丁目・3丁目
美浜町	－	田井地区、浜ノ瀬地区、吉原地区、三尾地区、和田地区の一部沿岸部
日高町	－	柏地区、小杭地区、方杭地区、小浦地区、津久野地区、比井地区、産湯地区、阿尾地区、田杭地区の一部
由良町	－	畠区、中区、門前区、黒田区を除くすべての地区
印南町	島田地区（西和地区）	地方地区、浜地区、宇杉地区、本郷地区、光川地区、津井地区、山口地区、島田地区、元村地区、上道地区、西ノ地地区、高垣地区、名杭地区、楠本地区、切山地区
みなべ町	－	堺、埴田、芝（片町）、北道（新町）、北道、南道、芝、芝（芝崎）、東吉田、気佐藤、気佐藤（新庄）、山内（千鹿浦）、山内 東岩代の一部、西岩代の一部、筋の一部、徳蔵の一部

白浜町	-	瀬戸、白浜、湯崎、東白浜、堅田、才野、中、栄、十九渕、富田、椿、市江、笠甫、志原、日置、塩野、大古、安宅
すさみ町	口和深、下地一、下地二、堀地、本城、小泊、平松、山崎、見老津、江須之川、江住、里野	石橋、田中、防地、堀切、太間地
那智勝浦町	里、向地、中芝、出見世、湊、浜ノ宮、天満、須崎、朝日、二河、勝浦1～6区、下里天満、下里、高芝、八尺鏡野、粉白、浦神西、浦神東	川関、湯川、橋ノ川
太地町	大東、小東、新屋敷、寄子路、水之浦、暖海、常渡、森浦、夏山	
古座川町	-	高池下部区
串本町	和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、二色、串本、出雲、大島、須江、樫野、姫、伊串、西向・古座、津荷、田原	

第4章 災害リスクの把握

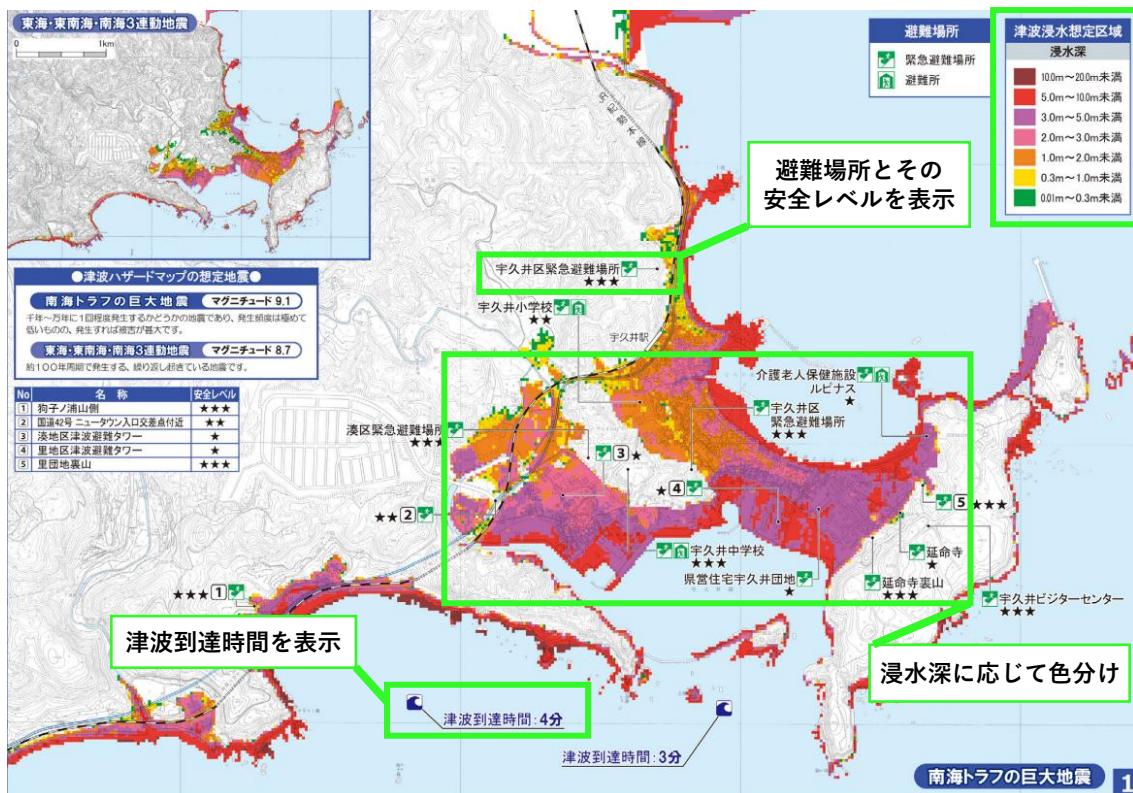
臨時情報発表時の防災対応を検討する場合には、施設等が有する自然災害のリスクを適切に把握することが重要である。避難には、施設内等に留まって避難する「屋内安全確保」と災害リスクのある区域等に所在する場所を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難する「立退き避難」の2種類があるが、津波については、家屋等の建物の破壊や人的被害の発生など甚大な被害を引き起こすことも多く、加えて、地形そのものが変化する場合があるため、「立退き避難」を選択することを前提とする。

津波の浸水が想定されている場合は、「想定される最大浸水深」「津波到達時間」を確認する必要があり、災害リスク情報は、市町村が公表している「ハザードマップ」や県が公表している「津波浸水想定図」で確認することができる（図9）。

<確認方法>

- ・ハザードマップや浸水想定図では、想定される浸水区域内の浸水深が深さごとに色分けして示されている。
- ・想定される津波到達時間は、地震が発生してから津波が到達するまでの時間を示している。
- ・ハザードマップには避難場所とその安全度が掲載されている。

<想定される津波到達時間、浸水深を示した津波ハザードマップの例（図9）>



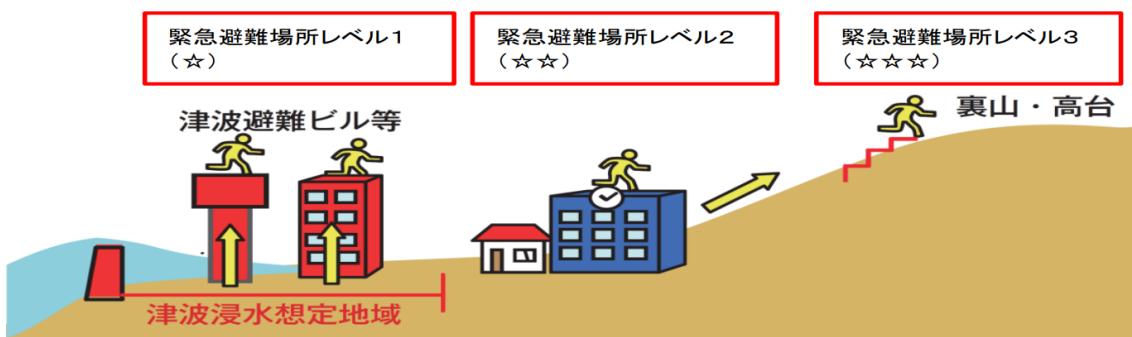
<避難場所安全レベルの考え方>

より早く安全な避難場所に避難していただくよう、和歌山県では避難場所の安全レベルを設定し、「☆」の数に応じて、その避難場所の安全度を3段階評価で明示している。

より安全レベルの高い(☆の数が多い)避難先への速やかな避難が命を守ることにつながるため、津波浸水想定区域等を離れて、安全レベル3の避難場所を目指して避難する。

ただし、時間がない場合は安全レベル2の場所へ、更に時間的余裕がない場合は安全レベル1の場所、垂直方向の避難を目指すというように、避難ができる時間と向き合いながら、より安全な場所を目指して避難を行う。

緊急避難場所レベル3 (☆☆☆)	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
緊急避難場所レベル2 (☆☆)	浸水予想近接地域に、緊急避難場所(レベル3)へ避難する余裕が無いときの緊急避難場所として指定
緊急避難場所レベル1 (☆)	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難場所(レベル2、3)に避難する余裕がない場合に対応するために緊急避難場所として指定



第5章 イベント開催時の防災対応

<巨大地震警戒発表時>

住民事前避難対象地域にあっては、後発地震発生後の避難では津波に巻き込まれる危険性が高く、市町から避難情報が発令されていることが想定されるため、イベント主催者は開催を中止するなど必要な措置を取ること。また、同地域以外でも明らかに生命に危険が及ぶと主催者が判断した場合も同様とする。

<巨大地震注意発表時>

社会経済活動を継続することを踏まえ、イベントの開催を基本とする。ただし、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されていることから、イベント主催者は、個々の状況に応じた防災対応を実施することが必要になる。

本ガイドラインでは、イベント主催者が「日頃からの地震への備えの再確認」や「特別な備え」といった防災対応を行えるよう、イベント開催時に実施すべき基本的な事項を以下項目1～10に記載する。主催者は以下の内容を踏まえた上で、個々の状況に応じた防災対応を検討し、開催の可否を判断すること。

なお、本ガイドラインは、主として巨大地震注意発表時の内容を記載しているが、その事前段階である調査中が発表された場合や臨時情報発表の有無に関わらず、平時から本ガイドラインなどを参考に防災対応を実施することが望ましい。

1. 防災責任者・緊急連絡先

- ◆ イベント開催における施設(会場)側の防災責任者、発災時の指揮命令体制を確認する。
- ◆ 主催者、会場管理者、警察、消防、医療機関及び市町村その他関係機関・団体の緊急時の連絡体制を確認する。

2. 開催地におけるリスクの把握

- ◆ 使用する建物が新耐震基準を満たしているか。
 - ▶ 昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる「旧耐震基準」によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在することに留意
- ◆ 建物内で設備や機材などが倒壊、落下する恐れのある場所はないか。
- ◆ 地震によって火災や爆発などが発生する恐れのある場所はないか。
- ◆ 津波の浸水想定区域の場合は、何分程度で津波が到達すると想定されるか。
 - ▶ 津波浸水等の災害リスクの確認方法は、「第4章 災害リスクの把握」を参照
- ◆ 津波以外に、土砂災害や液状化などのリスクが高い場所がないか。

3. 開催地の地震対策の準備状況を把握

- ◆ 非常用放送設備が準備されているか。
- ◆ 会場内で非常口や避難経路が定められているか。

- ◆ スプリンクラーや消火栓、消火器などの消火設備、機材はあるか。
- ◆ 防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）が聞こえるか。

4. 開催地近隣の避難場所

- ◆ 開催地近隣で市町村が指定する指定緊急避難場所を抽出する。
 - ▶ 避難場所の抽出には市町村が発行するハザードマップや県が提供するスマートフォン用アプリ「和歌山県防災ナビ」（P15 参照）などを活用
- ◆ 原則として徒步避難を前提に避難場所を選定する。
- ◆ 津波災害時の避難場所安全レベルの高い順から優先的に検討する。
- ◆ 発災時の状況に応じて避難場所を選択できるようイベントの想定参加人数等を勘案した、複数の避難場所・避難経路を選定する。

5. 避難場所までの経路

- ◆ 避難する際に危険な場所（がけの下や浸水のおそれがある場所等）を通らないようにハザードマップ等を参考にして、避難場所まで安全に移動できる避難経路を設定する。
- ◆ 実際に歩いてみて、注意すべき場所や目印となるものを確認する。
- ◆ イベントの想定参加人数等を勘案して災害時に実際に避難及びその誘導ができるかという視点を踏まえて確認する。
- ◆ 避難経路の周辺状況を知るため、避難誘導に従事する職員全員が避難経路を実際に歩くことが重要。

6. 公共交通機関の運行状況の把握

- ◆ 公共交通機関の運行状況を適宜確認し、参加者の交通手段に影響が出る可能性がある場合は、その情報を提供できる体制を整える。

7. 参加者への周知方法の検討

- ◆ 事前周知の徹底
 - ▶ イベントの web サイト、告知チラシ、チケット購入時など、あらゆる機会を通じて臨時情報が発表されていることを明記し、参加者自身が防災意識を持って来場するよう呼びかける。
- ◆ 参加者へのリスク説明と自己判断の促し
 - ▶ イベントへの参加は、参加者自身の判断と責任において行われることを明示し、不安を感じる場合は、無理をしないように促す。
- ◆ 会場内での継続的な注意喚起
 - ▶ 会場入口での案内、場内アナウンス、大型スクリーンでの表示やチラシの配布などにより定期的に地震発生時の行動（避難場所、避難経路など）を周知する。
 - ▶ 多言語化表記・アナウンスを行うなど外国人への対応にも留意する。

<避難経路図作成イメージ（図10）>



8. 避難場所への誘導方法

- ◆ 短時間で津波が到達しうる地域では、情報収集等を後回しにして、直ちに避難誘導を開始するなど、一刻も早く安全な場所に避難することが最優先となる。
- ◆ 避難の目標となる目印を具体的に伝えるなど、わかりやすい避難の呼びかけを行うことが有効。
- ◆ 拡声器、メガホン等を十分に活用し、状況や避難経路を繰り返し知らせる。
- ◆ 停電・夜間での誘導などイベントの内容に応じた避難誘導の方法をあらかじめ検討しておく。

9. 避難誘導時の体制の確認

- ◆ 全体統括係
 - 人員配置の設定、各係への指示
 - 情報収集（津波の規模、到達時間等）
 - 外部連携（関係者・機関への連絡）
 - 施設（会場）防災責任者との連絡・調整
- ◆ 避難誘導係
 - 避難の呼びかけ（場内放送、声かけなど）
 - 避難場所への誘導（誘導、要配慮者への避難支援）
 - 避難状況の確認（逃げ遅れた方の確認など）
※日本語が分からぬ外国人の対応にも留意
- ◆ 救護係
 - 負傷者の応急手当
 - 負傷者等の避難支援

10. 中止の判断基準の検討

◆ イベントへの来場者、スタッフに対する「生命・身体等の安全」が確保できるようあらかじめ中止判断の基準を検討しておく。

(判断基準例)

- 「震度4」以上の地震が観測された場合
- 津波注意報・津波警報又は高潮警報のいずれかが発表された場合
- 大雨、洪水、又は暴風のいずれかの警報が発表された場合
- その他、やむを得ない事情があり、主催者が中止すべきと判断した場合

<設備・資機材リスト>

区分	設備・資機材
情報伝達	場内放送設備
	緊急地震速報受信機
	防災行政無線
	携帯テレビ
	携帯ラジオ
避難誘導	誘導標識・避難誘導表示地図
	ハンドマイク、メガホン、ホイッスル
	懐中電灯
	ヘルメット
	非常灯
避難支援	車いす
	担架、ストレッチャー
	松葉づえ

○利用する会場に上記のものがあるか確認し、保管場所等を確認

○会場の状況（屋外・屋内など）やイベントの内容に合わせて必要なものを準備

<和歌山県防災ナビアプリの活用>

和歌山県が配信しているスマートフォン用アプリで、避難場所とその安全レベルを簡単に検索でき、最短ルートを地図上に表示することができる。また、ハザードマップ（洪水浸水想定、津波浸水想定、土砂災害警戒区域）を確認することができる。

(避難経路確認)



(避難トレーニング)






ダウンロードおよび利用は無料です
(通信料は別途かかります)
Google Play・App Store 用

イベント開催時の防災対応チェックリスト

開催地名 _____

開催期間 _____

主催者 _____

津波浸水想定区域 (内) • (外)

確認事項	確認結果	確認事項を満たしていない場合の対応
1.防災体制の確認		
① 施設(会場)側の防災責任者の確認、発災時の指揮命令体制が確立されている。		
② 緊急時の関係機関・団体との連絡体制が確認できている。		
2.災害リスクの把握		
① 使用する建物が新耐震基準(S56)を満たしている。		
② 建物内で設備や機材などが倒壊、落下するおそれのある場所はない。		
③ 地震による火災・爆発などが発生するおそれのある場所はない。		
④ 津波浸水想定区域の場合、何分程度で津波が到達するか確認できている。		
⑤ 津波以外に、土砂災害や液状化リスクを確認できている。		
3.地震対策の準備状況		
① 非常用放送設備が準備されている。		
② 会場内で非常口や避難経路が定められている。		
③ スプリンクラーや消火栓、消火器などの消防設備機材が準備できている。		
④ 防災行政無線が聞こえる。		
4.避難場所の抽出・確認		
① 開催地近隣の指定緊急避難場所を抽出できている。		
② イベントの想定参加人数を踏まえた複数の避難場所・経路が検討できている。		
5.公共交通機関の運行状況の確認		
① 公共交通機関の運行情報を適宜把握し、参加者に提供できる体制が整っている。		
6.イベント参加者への周知		
① イベント参加者への事前周知が行われている。		
② 会場内の継続的な注意喚起方法が検討できている。		
7.避難誘導方法		
① 避難誘導に必要な資機材が準備できている。 ※必要な資機材はP14「設備・資機材リスト」を確認		
② 停電・夜間での誘導などイベントの内容に応じた避難誘導方法・体制が検討できている。		

防災体制組織図（例）

●全体統括係

- 人員配置の設定、各係への指示
 - 情報収集（津波の規模、到達時間等）
 - 外部連携（関係者・機関への連絡）
 - 施設（会場）防災責任者との連絡・調整
- 責任者：
担当：

●避難誘導係

- 避難の呼びかけ（放送、声掛けなど）
 - 避難場所への誘導
 - 避難状況の確認（逃げ遅れた方の確認等）
- 責任者：
担当：

●救護係

- 負傷者の応急手当
 - 負傷者等の避難支援
- 責任者：
担当：

●施設（会場）防災責任者

- 防災計画の策定・運用
- 責任者：

※イベントの内容や人員の状況に応じて、組織体制を検討すること。

第6章 参考事項

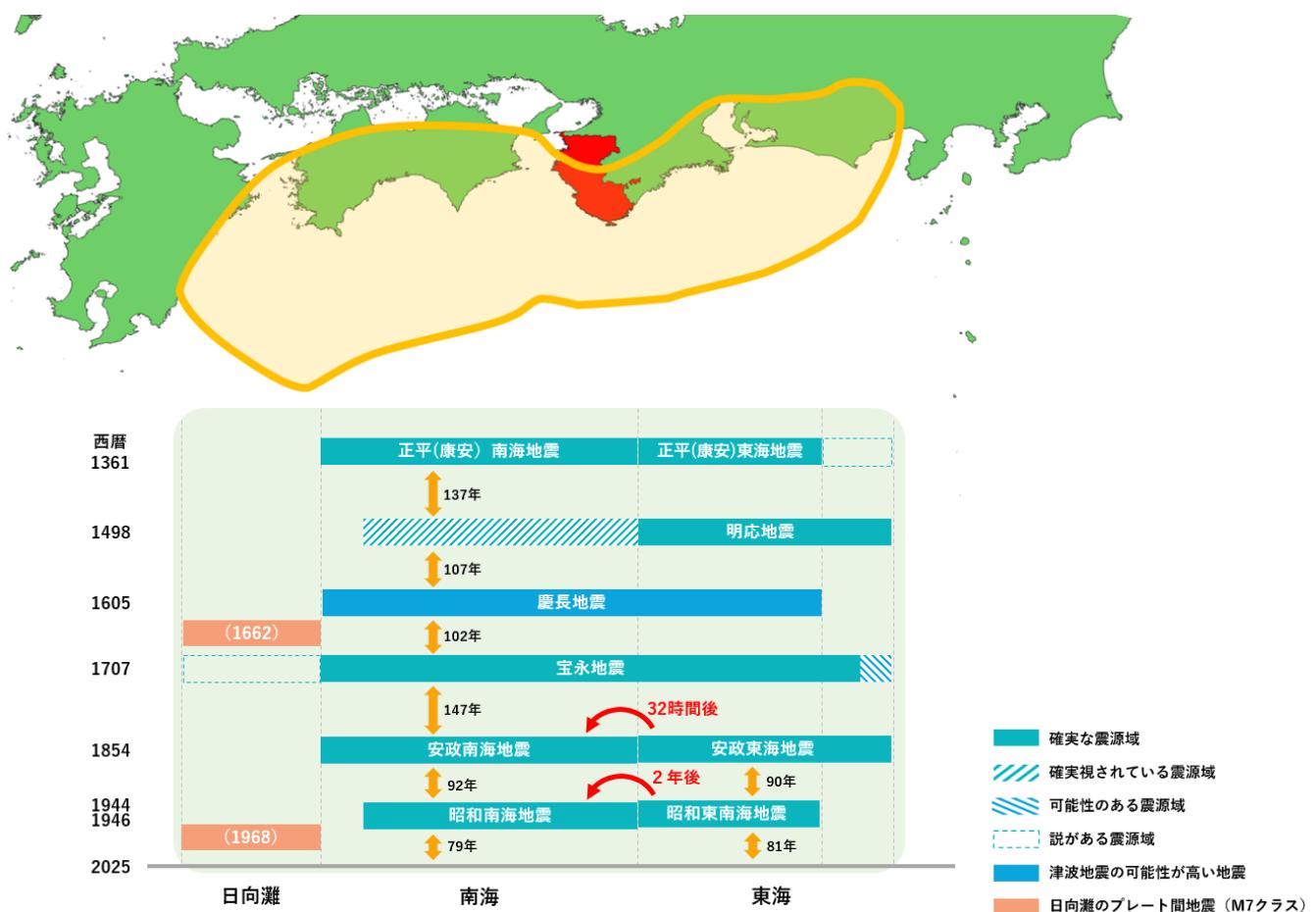
第1節 南海トラフ地震の発生状況

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生し、過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震である。

南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様であり、過去には南海トラフの東側、西側で同時に発生した事例や時間差を生じて東側、西側で連続して発生した事例が知られている。特に直近2事例は、それぞれ約2年後、約32時間後の時間差をもって連続して大規模な地震が発生している（図11）。

文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価によると、M8～9クラスの地震が今後30年内に発生する確率は60～90%程度以上（SSD-BPTモデルの場合）とされており、次に発生する南海トラフの大規模地震がどのような形態となるかは不明であるが、東側（又は西側）だけで大規模地震が発生した際に、西側（又は東側）の地域において、大規模地震の発生に備えることは十分に意義がある。

<南海トラフ地震の震源域と発生状況（図11）>



※地震調査研究推進本部の資料を基に作成

第2節 南海トラフ地震被害想定

2011年3月11日に発生した東日本大震災において、国内で過去最大規模の地震と津波により、沿岸部を中心に甚大な被害が発生したことから、本県においても、国が公表した最大クラスの地震津波についても対策の検討を行い、約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」及び千年に一度、1万年に一度と想定されるM9クラスの「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定を2013年3月に公表するとともに、地震の被害想定を作成している。被害想定においては、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、和歌山県内において最大で死者約9万人、負傷者約4万人、避難者約44万人と想定されている。

<和歌山県地震被害想定の概要_2013.3（表4）>

		3連動地震	南海トラフ巨大地震
震度分布		震度5強～震度7	震度6弱～震度7
被害 建 物	全壊棟数	約5万9千棟	約15万9千棟
	半壊棟数	約8万8千棟	約10万1千棟
被 害 的	死者数	約1万9千人	約9万人
	負傷者数	約1万9千人	約4万人
被 害 ラ イ フ ラ イ ン	上水道	約88万人	約97万人
	下水道	約14万人	約18万人
	電力	約18万軒	約50万軒
	通信	約8万回線	約24万回線
	都市ガス	約2万戸	約1万6千戸
被 害 交 通 施 設	道路	約1500箇所	約2100箇所
	鉄道	約600箇所	約800箇所
	港湾	約100箇所	約300箇所
影 響 生 活 へ の	避難者	約28万人	約44万人
	帰宅困難者	約19万人	約19万人
	物資	約200万食	約310万食
	医療機能	約6千病床が不足	約2万病床が不足
災害廃棄物等		約800万トン	約2200万トン